

香川県自然環境保全条例施行規則及び香川県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月23日

香川県知事 浜田惠造

香川県規則第12号

香川県自然環境保全条例施行規則及び香川県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

(香川県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第1条 香川県自然環境保全条例施行規則(昭和49年香川県規則第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別地区内の行為の許可基準)</p> <p>第14条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>a～z の 7 略</p> <p>z の 8 条例第18条第4項の規定による許可を受けた行為（条例第22条第1項後段の規定による協議をした行為を含む。）を行うための工作物</p> <p>エ 略</p> <p>(ア) 略</p> <p>a～c 略</p> <p>d a又はbの土地に隣接する土地（道路又は水路を挟んで接する土地を含む。）</p> <p>(イ)～(エ) 略</p> <p>オ 略</p>	<p>(特別地区内の行為の許可基準)</p> <p>第14条 条例第18条第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 工作物を新築すること。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 次に掲げる工作物</p> <p>当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないと認められるもの</p> <p>a～z の 7 略</p> <p>z の 8 条例第18条第4項の規定による許可を受けた行為（条例第22条第1項後段の同意を得た行為を含む。）を行うための工作物</p> <p>エ ア、イ又はウに掲げる建築物以外の建築物（以下この工において「普通建築物」という。）</p> <p>(ア) 当該新築が、次のいずれかの土地を敷地として行われること。 ただし、当該新築が、自己の居住の用に供するために行われる場合、当該特別地区内に存した普通建築物であつて災害により滅失したものの復旧のために行われる場合又は当該特別地区内に居住する者の災害からの避難のために行われる場合にあっては、この限りでない。</p> <p>a～c 略</p> <p>d a又はbの土地に隣接する土地（道路又は水路をはさんで接する土地を含む。）</p> <p>(イ)～(エ) 略</p> <p>オ 略</p>

(2)～(4) 略

(5) 略

ア 略

イ 水又は温泉を湧出させるために土石を採取すること。

ウ～オ 略

(6)～(14) 略

(特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)

第17条 略

(1)～(6) 略

(7) 港湾法第2条第6項の規定により港湾施設とみなされた施設であつて、特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同項の規定による認定がなされているもの又は条例第22条第1項後段の規定による協議をして設置されたものを改築し、又は増築すること。

(8)～(12) 略

(特別地区内における許可等を要しない行為)

第18条 略

(1) 略

ア～ウ 略

エ 漁港漁場整備法第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設にあっては駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設にあっては公共施設用地に限る。）、特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法第40条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第18条第4項の規定による許可を受けて設置されたもの（条例第22条第1項後段の規定

(2)～(4) 略

(5) 鉱物を掘探し、又は土石を採取すること。

当該行為が次のいずれかに該当し、かつ、行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがあること。

ア 略

イ 水又は温泉を^{ゆう}湧出させるために土石を採取すること。

ウ～オ 略

(6)～(14) 略

(特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)

第17条 条例第18条第10項第3号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1)～(6) 略

(7) 港湾法第2条第6項の規定により港湾施設とみなされた施設であつて、特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同項の規定による認定がなされているもの又は条例第22条第1項後段の同意を得て設置されたものを改築し、又は増築すること。

(8)～(12) 略

(特別地区内における許可等を要しない行為)

第18条 条例第18条第10項第4号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

ア～ウ 略

エ 漁港漁場整備法第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設にあっては駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設にあっては公共施設用地に限る。）、特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法第40条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第18条第4項の規定による許可を受けて設置されたもの（条例第22条第1項後段の同意

による協議をして設置されたものを含む。) を改築し、又は増築すること。

オ～ニ 略

ヌ 条例第18条第4項の規定による許可を受けた行為（条例第22条第1項後段の規定による協議をした行為を含む。）又はこの条の各号に掲げる行為を行うための仮設の工作物（宿舎を除く。）を、当該行為に係る工事敷地内において新築し、改築し、又は増築すること。

ネ 略

(2)～(13) 略

(野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)
第19条 略

- (1) 第17条各号（第7号及び第12号を除く。）に掲げる行為
- (2) 港湾法第2条第6項の規定により港湾施設とみなされた施設であつて、野生動植物保護地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際に同項の規定により認定がなされているもの又は条例第22条第1項後段の規定による協議をして設置されたものを改築し、又は増築すること。
- (3) 略

(野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為)
第20条 略

- (1) 略
- (2) 漁港漁場整備法第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設にあっては駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設にあっては公共施設用地に限る。）、野生動植物保護地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際に同法第40条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であって条例第18条第4項の規定による許可を受けて設置されたもの（条例第22条第1項後段の規定による協議をして設置されたものを含む。）を改築し、又は増築すること。
- (3)～(5) 略

を得て設置されたものを含む。) を改築し、又は増築すること。

オ～ニ 略

ヌ 条例第18条第4項の規定による許可を受けた行為（条例第22条第1項後段の同意を得た行為を含む。）又はこの条の各号に掲げる行為を行うための仮設の工作物（宿舎を除く。）を、当該行為に係る工事敷地内において新築し、改築し、又は増築すること。

ネ 略

(2)～(13) 略

(野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)
第19条 条例第19条第3項第5号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 第17条第1号から第6号まで、第8号及び第9号に掲げる行為
- (2) 港湾法第2条第6項の規定により港湾施設とみなされた施設であつて、野生動植物保護地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際に同項の規定により認定がなされているもの又は条例第22条第1項後段の同意を得て設置されたものを改築し、又は増築すること。
- (3) 略

(野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為)
第20条 条例第19条第3項第6号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 略
- (2) 漁港漁場整備法第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設にあっては駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設にあっては公共施設用地に限る。）、野生動植物保護地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際に同法第40条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であって条例第18条第4項の規定による許可を受けて設置されたもの（条例第22条第1項後段の同意を得て設置されたものを含む。）を改築し、又は増築すること。
- (3)～(5) 略

(香川県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第2条 香川県立自然公園条例施行規則（平成3年香川県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公園事業の執行の<u>協議</u>又は認可)</p> <p>第3条 条例第9条第2項の<u>規定による協議</u>又は同条第3項の認可は、公園施設ごとに<u>協議</u>し、又は認可を受けるものとする。</p> <p>(公園事業の執行の<u>協議</u>又は認可の申請)</p> <p>第3条の2 条例第9条第4項に規定する執行の<u>協議</u>又は認可の申請は、<u>公園事業執行協議書（第1号様式）</u>又は<u>公園事業執行認可申請書（第1号様式の2）</u>を知事に提出して行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第9条第5項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあっては、<u>第6号</u>、<u>第7号</u>及び<u>第8号</u>（積算の基礎を明らかにした工事費概算書に限る。）に掲げる書類を、県以外の地方公共団体の行う公園事業にあっては、第1号、第2号、第6号、<u>第7号</u>及び<u>第9号</u>に掲げる書類を除く。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(変更の<u>協議</u>又は認可を要しない軽微な変更)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>前条第2項第2号及び第3号に掲げる事項</u></p> <p>(公園事業の内容の変更の<u>協議</u>又は認可の申請)</p> <p>第5条 条例第9条第7項の規定による変更の<u>協議</u>又は認可の申請は、<u>公園事業の内容の変更協議書（第2号様式）</u>又は<u>公園事業の内容の変更認可申請書（第2号様式の2）</u>を知事に提出して行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(変更の<u>協議</u>又は認可を要しない軽微な変更の届出)</p> <p>第6条 略</p>	<p>(公園事業の執行の<u>同意</u>又は認可)</p> <p>第3条 条例第9条第2項の<u>同意又は認可</u>は、公園施設ごとに<u>同意を得</u>、又は認可を受けるものとする。</p> <p>(公園事業の執行の<u>同意</u>又は認可の申請)</p> <p>第3条の2 条例第9条第4項に規定する執行の<u>同意</u>又は認可の申請は、<u>公園事業執行同意又は認可申請書（第1号様式）</u>を知事に提出して行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第9条第5項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあっては、<u>第7号</u>、<u>第8号</u>及び<u>第10号</u>に掲げる書類を、県以外の地方公共団体の行う公園事業にあっては、第1号、第2号、<u>第6号から第8号まで</u>及び<u>第11号</u>に掲げる書類を除く。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(変更の<u>同意</u>又は認可を要しない軽微な変更)</p> <p>第4条 条例第9条第6項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>第3条の2第2項第2号及び第3号に掲げる事項</u></p> <p>(公園事業の内容の変更の<u>同意</u>又は認可の申請)</p> <p>第5条 条例第9条第7項の規定による変更の<u>同意</u>又は認可の申請は、<u>公園事業の内容の変更の同意又は認可申請書（第2号様式）</u>を知事に提出して行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(変更の<u>同意</u>又は認可を要しない軽微な変更の届出)</p> <p>第6条 略</p>

(承継の協議又は承認の申請)

第7条 条例第11条第1項の規定による承継の協議をしようとする者又は承認を受けようとする者は、法人の合併又は分割による公園事業の承継協議書（第4号様式）又は法人の合併又は分割による公園事業の承継承認申請書（第4号様式の2）を知事に提出して行うものとする。

2 略

(1) 略

(2) 第3条の2第3項第3号、第4号及び第9号に掲げる書類

(3) 略

3 略

4 略

(1) 第3条の2第3項第1号、第3号、第4号及び第9号に掲げる書類

(2)・(3) 略

(認可の失効の届出)

第9条 条例第13条第2項の規定による届出は、公園事業の執行の認可失効届出書（第7号様式）を知事に提出して行うものとする。

2 略

(承継の同意又は承認の申請)

第7条 条例第11条第1項の規定による承継の同意を得ようとする者又は承認を受けようとする者は、法人の合併又は分割による公園事業の承継の同意又は承認申請書（第4号様式）を知事に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 略

(2) 第3条の2第3項第3号、第4号及び第11号に掲げる書類

(3) 略

3 略

4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 第3条の2第3項第1号、第3号、第4号及び第11号に掲げる書類

(2)・(3) 略

(同意又は認可の失効の届出)

第9条 条例第13条第2項の規定による届出は、公園事業の執行の同意又は認可の失効届出書（第7号様式）を知事に提出して行うものとする。

2 略

第1号様式（第3条の2関係）

公園事業執行協議書		
香川県知事	年 月 日	殿
市町長	印	
香川県立自然公園条例第9条第2項の規定により、 県立自然公園内において、 事業を執行したいので、 次のとおり協議します。		
公園施設の種類		
公園施設の位置		
公園施設の規模及び構造		
公園施設の管理又は 経営の方法	経営方法	直営 委託(受託者)
	料金徴収	有(標準的な額) 無
	供用期間	通年 季節(供用期間)
公園施設の供用開始の予定年月日		
工事施行の予定期間		
備考		

注 香川県立自然公園条例施行規則第3条の2第3項各号に掲げる書類を添付するこ

と。

第1号様式の2 (第3条の2関係)

公園事業執行認可申請書	
年 月 日	
香川県知事 殿	
申請者 住 所	
氏 名	(印)
(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)	
香川県立自然公園条例第9条第3項の規定により、 県立自然公園内において、 事業を執行したいので、次のとおり申請します。	
公園施設の種類	
公園施設の位置	
公園施設の規模及び構造	
公園施設の管理又は経営の方法	経営方法 直営 委託(受託者)
	料金徴収 有(標準的な額) 無
	供用期間 通年 季節(供用期間)
公園施設の供用開始の予定年月日	
工事施行の予定期間	
備 考	

注1 香川県立自然公園条例施行規則第3条の2第3項各号に掲げる書類を添付すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第1号様式 (第3条の2関係)

公園事業執行同意又は認可申請書	
年 月 日	
香川県知事 殿	
申請者 住 所	
氏 名	(印)
(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)	
香川県立自然公園条例第9条第2項又は第3項の規定により、 県立自然公園内において、 事業を執行したいので、次のとおり申請します。	
公園施設の種類	
公園施設の位置	
公園施設の規模及び構造	
公園施設の管理又は経営の方法	経営方法 直営 委託(受託者)
	料金徴収 有(標準的な額) 無
	供用期間 通年 季節(供用期間)
公園施設の供用開始の予定年月日	
工事施行の予定期間	
備 考	

注1 香川県立自然公園条例施行規則第3条の2第3項各号に掲げる書類を添付すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第2号様式（第5条関係）

公園事業の内容の変更協議書				
		年　月　日		
香川県知事	殿			
		市町長	(印)	
香川県立自然公園条例第9条第6項の規定により、 県立自然公園内における 事業について変更したいので、次のとおり協議します。				
協議をした年月日及び番号		年　月　日　第　号		
変更の内容	事　項	変　更　前	変　更　後	
	公園施設の種類			
	公園施設の位置			
	公園施設の規模及び構造			
	公園施設の管理又は経営方法	経営方法		
	料金徴収			
供用期間				
変更しようとする年月日				
変更を必要とする理由				
工事施行の予定期間				
備　考				

注 香川県立自然公園条例施行規則第5条第2項に規定する書類を添付すること。

第2号様式の2 (第5条関係)

公園事業の内容の変更認可申請書				
年 月 日				
香川県知事 殿				
申請者 住 所				
氏 名	(印)			
(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)				
香川県立自然公園条例第9条第6項の規定により、 県立自然公園内における 事業について変更したいので、次のとおり申請します。				
認可を受けた年月日及び番号		年 月 日 第 号		
変更の内容	事 項	変 更 前	変 更 後	
	公園施設の種類			
	公園施設の位置			
	公園施設の規模及び構造			
	公園施設の 管理又は経 営 方 法	経営方法		
	料金徴収			
	供用期間			
変更しようとする年月日				
変更を必要とする理由				
工事施行の予定期間				
備 考				

- 注1 香川県立自然公園条例施行規則第5条第2項に規定する書類を添付すること。
 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第2号様式 (第5条関係)

公園事業の内容の変更の同意又は認可申請書				
年 月 日				
香川県知事 殿				
申請者 住 所				
氏 名	(印)			
(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)				
香川県立自然公園条例第9条第6項の規定により、 県立自然公園内における 事業について変更したいので、次のとおり申請します。				
同意を得た(認可を受けた) 年 月 日 及 び 番 号		年 月 日 第 号		
変更の内容	事 項	変 更 前	変 更 後	
	公園施設の種類			
	公園施設の位置			
	公園施設の規模及び構造			
	公園施設の 管理又は経 営 方 法	経営方法		
	料金徴収			
	供用期間			
変更しようとする年月日				
変更を必要とする理由				
工事施行の予定期間				
備 考				

- 注1 香川県立自然公園条例施行規則第5条第2項の書類を添付すること。

第3号様式（第6条関係）

公園事業の内容の軽微変更届出書				
年　月　日				
香川県知事	殿			
届出者 住 所				
氏 名		(印)		
（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）				
香川県立自然公園条例第9条第9項の規定により、 県立自然公園内における 事業について軽微な変更をしたので、次のとおり届け出ます。				
協議をした（認可を受けた）年月日 及び 番 号	年　月　日　第　号			
公 園 施 設 の 種 類				
変更の内容	事　項	変　更　前	変　更　後	
	住 所、氏 名 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)			
	公園施設の管 理又は 經營の 方 法	受託者		
		標準的 な額		
		供 用 期 間		
		供 用 開 始 予 定 年 月 日		
		工 事 施 行 の 予 定 期 间		
変 更 し た 年 月 日				
変 更 し た 理 由				
備 考				

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第3号様式（第6条関係）

公園事業の内容の軽微変更届出書				
年　月　日				
香川県知事	殿			
届出者 住 所				
氏 名		(印)		
（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）				
香川県立自然公園条例第9条第9項の規定により、 県立自然公園内における 事業について軽微な変更をしたので、次のとおり届け出ます。				
同意を得た（認可を受けた）年月日 及び 番 号	年　月　日　第　号			
公 園 施 設 の 種 類				
変更の内容	事　項	変　更　前	変　更　後	
	住 所、氏 名 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)			
	公園施設の管 理又は 經營の 方 法	受託者		
		標準的 な額		
		供 用 期 間		
		供 用 開 始 予 定 年 月 日		
		工 事 施 行 の 予 定 期 间		
変 更 し た 年 月 日				
変 更 し た 理 由				
備 考				

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第4号様式（第7条関係）

法人の合併又は分割による公園事業の承継協議書

年 月 日

香川県知事 殿

市町長 

香川県立自然公園条例第11条第1項の規定により、 県立自然公園内における 事業を承継したいので、次のとおり協議します。

協議をした年月日及び番号	年 月 日 第 号
公 園 施 設 の 種 類	
合併(分割) 法人の名称、住所及び代表者の氏名	
合併(分割)し た年月日	
合併(分割)し た理由	
備 考	

注 香川県立自然公園条例施行規則第7条第2項各号に掲げる書類を添付すること。

第4号様式の2（第7条関係）

法人の合併又は分割による公園事業の承継承認申請書	
年　月　日	
香川県知事	殿
申請者　主たる事務所の所在地	
名　称	
代表者の氏名	印
香川県立自然公園条例第11条第1項の規定により、　　県立自然公園内における　　事業を承継したいので、次のとおり申請します。	
認可を受けた年月日及び番号	年　月　日　第　　号
公園施設の種類	
合併(分割)法人の名称、住所及び代表者の氏名	
合併(分割)した年月日	
合併(分割)した理由	
備	考

注1 香川県立自然公園条例施行規則第7条第2項各号に掲げる書類を添付すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第4号様式（第7条関係）

法人の合併又は分割による公園事業の承継の同意又は承認申請書	
年　月　日	
香川県知事	殿
申請者　主たる事務所の所在地	
名　称	
代表者の氏名	印
香川県立自然公園条例第11条第1項の規定により、　　県立自然公園内における　　事業を承継したいので、次のとおり申請します。	
同意を得た(認可を受けた) 年　月　日　及　び　番　号	年　月　日　第　　号
公園施設の種類	
合併(分割)法人の名称、住所及び代表者の氏名	
合併(分割)した年月日	
合併(分割)した理由	
備	考

注1 香川県立自然公園条例施行規則第7条第2項各号に掲げる書類を添付すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第6号様式（第8条関係）

公園事業の休廃止届出書	
年　月　日	
香川県知事 殿	
届出者 住 所	
氏 名 ㊞	
(法人にあっては、主たる事務所 の所在地及び名称並びに代表者 の氏名)	
香川県立自然公園条例第12条の規定により、 県立自然公園内における 事業の休止又は廃止をしたいので、次のとおり届け出ます。	
協議をした (認可を受けた) 年月日及び番号	年　月　日　第　号
公園施設の種類	
休止しようとする公園施設の範囲	
休止予定期間 (廃止の予定年月日)	
休止中(廃止後)の公園施設の管理方法(取扱い)	
休止(廃止)を必要とする理由	
備考	

注1 香川県立自然公園条例施行規則第8条第2項の書類を添付すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第6号様式（第8条関係）

公園事業の休廃止届出書	
年　月　日	
香川県知事 殿	
届出者 住 所	
氏 名 ㊞	
(法人にあっては、主たる事務所 の所在地及び名称並びに代表者 の氏名)	
香川県立自然公園条例第12条の規定により、 県立自然公園内における 事業の休止又は廃止をしたいので、次のとおり届け出ます。	
同意を得た (認可を受けた) 年月日及び番号	年　月　日　第　号
公園施設の種類	
休止しようとする公園施設の範囲	
休止予定期間 (廃止の予定年月日)	
休止中(廃止後)の公園施設の管理方法(取扱い)	
休止(廃止)を必要とする理由	
備考	

注1 香川県立自然公園条例施行規則第8条第2項の書類を添付すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第7号様式（第9条関係）

公園事業の執行の認可失効届出書	
年　月　日	
香川県知事	殿
届出者 住 所	
氏 名	㊞
(法人にあっては、主たる事務所 の所在地及び名称並びに代表者 の氏名)	
香川県立自然公園条例第13条第2項の規定により、 県立自然公園内の 事業について認可が失効したので、次のとおり届け出ます。	
認可を受けた年月日及び番号	年　月　日　第　号
公　園　施　設　の　種　類	
失　効　し　た　年　月　日	
失　効　し　た　理　由	
備　考	

注1 香川県立自然公園条例施行規則第9条第2項各号に掲げる書類を添付すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第7号様式（第9条関係）

公園事業の執行の同意又は認可の失効届出書	
年　月　日	
香川県知事	殿
届出者 住 所	
氏 名	㊞
(法人にあっては、主たる事務所 の所在地及び名称並びに代表者 の氏名)	
香川県立自然公園条例第13条第2項の規定により、 県立自然公園内の 事業について同意又は認可が失効したので、次のとおり届け出ます。	
同意を得た(認可を受けた) 年　月　日　及　び　番　号	年　月　日　第　号
公　園　施　設　の　種　類	
失　効　し　た　年　月　日	
失　効　し　た　理　由	
備　考	

注1 香川県立自然公園条例施行規則第9条第2項各号に掲げる書類を添付すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。